**社会スポーツ大会に対する補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市におけるスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、萩市体育協会加盟団体に対して交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

（対象大会）

第２条　補助金交付の対象となる大会は、萩市長杯として実施する大会及び、教育委員会が共催・後援する大会で市長が適当と認める大会とする。

（補助金の額）

第３条　補助金の額については、別表のとおりとする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとするものは、交付申請書（別紙１号様式）に関係書類を添付して、市長に提出するものとする。

（交付決定）

第５条　市長は、申請書を審査のうえ適当と認めたときは交付を決定し、申請者に通知するものとする。

（結果報告）

第６条　補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助金対象協会」という。）は、大会が終了したときは、速やかに所定の実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第７条　市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において審査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金対象協会に対し、当該補助金を交付する。

（補助金の概算払）

第８条　市長は、必要があると認めるときは、交付決定の額の範囲内において概算払により、補助金を交付する。

（交付決定の取消等）

第９条　市長は、補助金対象協会が交付申請の内容に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金がある場合には、市長は期限を定めて当該取り消し部分に係る補助金の返還を命じるものとする。

２　市長は、第８条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるものを除くほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

　　附　則

この要綱は、平成１７年４月1日から施行する。

この要綱は、平成１７年８月1日から施行する。

この要綱は、平成１９年４月1日から施行する。

この要綱は、令和３年４月1日から施行する。

◇別　表◇

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 助　成　金　額 | 備　　考 |
| 市長杯争奪スポーツ大会 | 一大会当たり50,000円を限度とする。 |  |
| 上記以外のスポーツ大会 | 一大会当たり25,000円を限度とする。 |  |

但し、該当年度の支出予算範囲内とする。